

#### 4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

##### 1) 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第5条の2第1項により定められた指定地域はありません。

##### 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日法律第14号)第6条第1項及び第8条第1項により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

##### 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号、最終改正：平成29年5月12日法律第26号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

##### 4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)第5条第2項の規定により指定された国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園があります。また、調査区域には、自然公園法第72条の規定に基づき、「長野県立自然公園条例」(昭和35年7月18日長野県条例第22号、最終改正：令和元年10月17日長野県条例第11号)で指定された県立自然公園として塩嶺王城県立公園があります。なお、調査区域には、自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園はありません。

調査区域における自然公園の指定状況は表4.2.7.1に、位置は図4.2.7.1に示すとおりです。

表 4.2.7.1 自然公園の指定状況

区分	名称	面積(ha)	指定年月日
国定公園	八ヶ岳中信高原国定公園	39,857 (35,769)	昭和39年6月1日
県立自然公園	塩嶺王城県立公園	1,340	昭和39年6月25日

注：( )内は長野県内の面積を示す。

出典：「自然公園指定状況一覧」(令和2年3月 長野県環境部自然保護課)



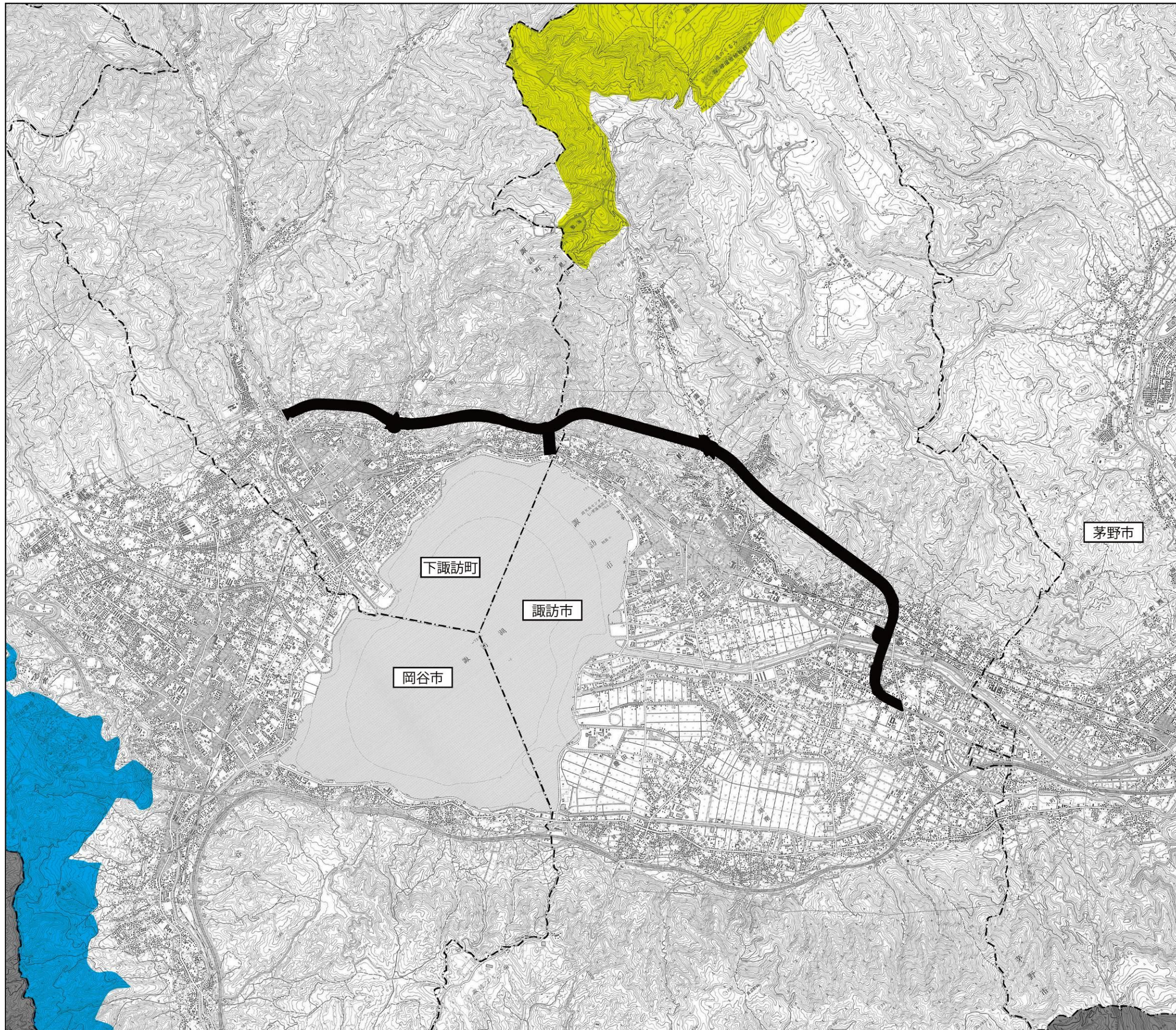
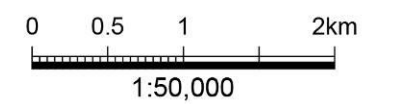


図 4.2.7.1 自然公園等位置図

記号	名称
	塩嶺王城県立公園
	八ヶ岳中信高原国定公園

出典：「自然公園指定状況一覧」  
 (令和2年3月 長野県環境部自然保護課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外





- 5) **自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域**

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日法律第 20 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。また、「長野県自然環境保全条例」（昭和 46 年 7 月 13 日長野県条例第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 22 日長野県条例第 22 号）第 7 条の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

- 6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域**

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）第 11 条の 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

- 7) **首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月 30 日法律第 101 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 8) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

- 9) **都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号）第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域はありません。

- 10) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域**

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 51 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成27年3月31日法律第2号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区が2箇所あります。

鳥獣保護区の指定状況は表 4.2.7.2 に、位置は図 4.2.7.2 に示すとおりです。

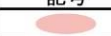
表 4.2.7.2 鳥獣保護区の指定状況

番号	名称	所在地	面積(ha)	期限
1	鋳物師沢	下諏訪町	105	令和10年10月31日
2	永明寺山	茅野市	71	令和10年10月31日

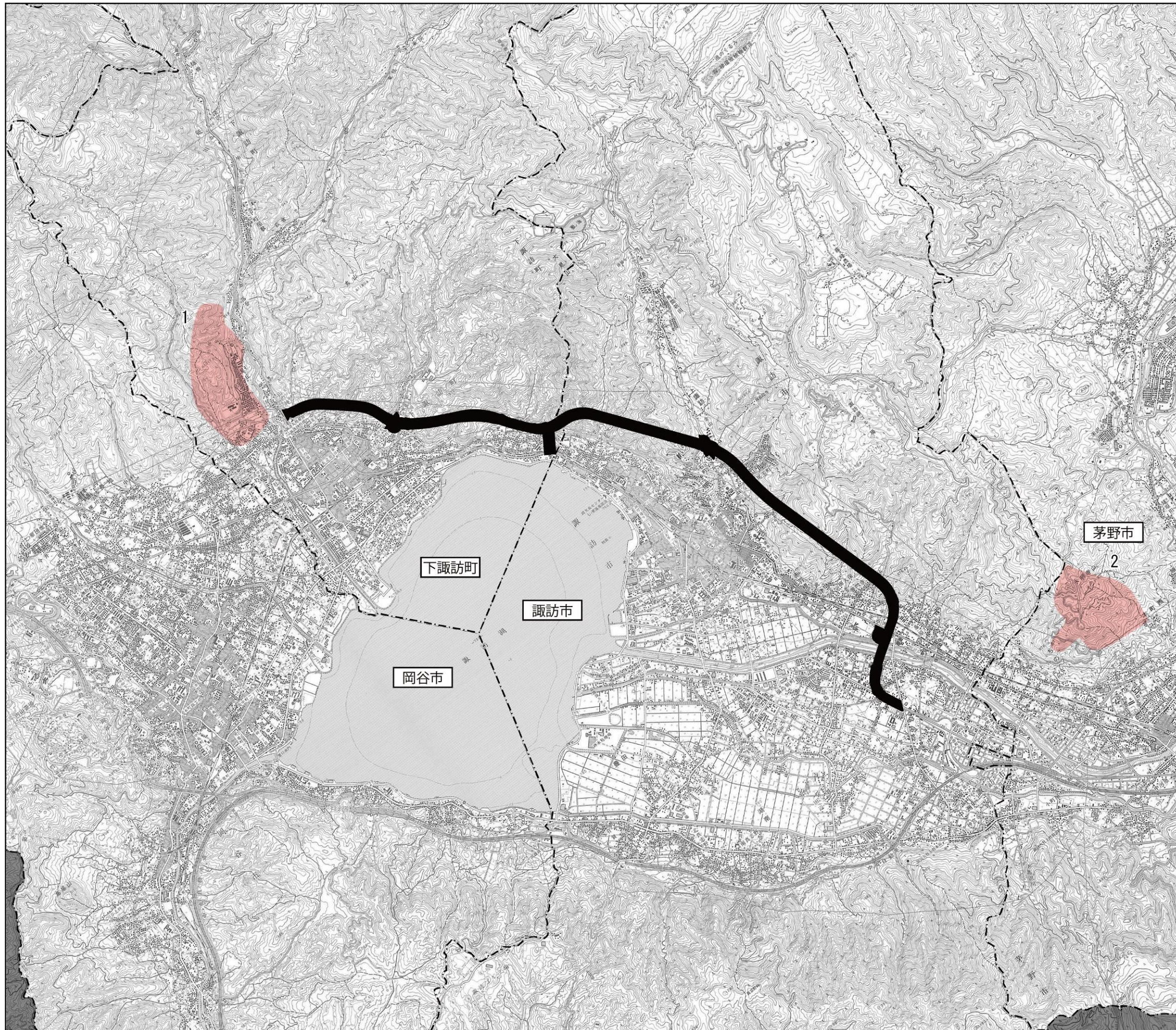
出典：「令和元年度長野県鳥獣保護区等位置図」（令和元年10月 長野県林務部森林づくり推進課）






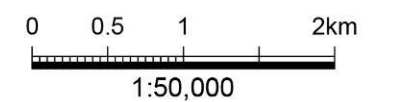
図 4.2.7.2 鳥獣保護区等位置図

記号	名称
	鳥獣保護区

出典：「令和元年度長野県鳥獣保護区等位置図」  
 (令和元年10月 長野県林務部森林づくり推進課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外





12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日条約第28号、最終改正：平成6年4月29日条約第1号）第2条1の規定により指定された湿地の区域はありません。

13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観

調査区域には、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）第109条第1項及び「文化財保護条例」（昭和50年12月25日長野県条例第44号、最終改正：平成17年3月28日長野県条例第38号）、「岡谷市文化財保護条例」（平成10年3月31日岡谷市条例第6号、最終改正：平成17年3月29日岡谷市条例第10号）、「諏訪市文化財保護条例」（昭和41年4月1日諏訪市条例第1号、最終改正：平成17年3月18日諏訪市条例第5号）、「茅野市文化財保護条例」（昭和40年4月1日茅野市条例第11号、最終改正：平成17年3月30日茅野市条例第5号）、「下諏訪町文化財保護条例」（昭和43年9月21日下諏訪町条例第21号、最終改正：平成25年3月22日下諏訪町条例第1号）により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）及び天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）があります。名勝及び天然記念物の指定状況等は、「第4章 4.1 自然的状況 4.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況 3) 文化財の状況」に示すとおりです。

なお、調査区域には、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観はありません。

14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

調査区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年1月13日法律第1号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域はありません。



15) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域及び同法第十一条第一項第二号の規定により定められた都市計画公園・緑地の区域

(1) 風致地区

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区の区域はありません。

(2) 都市計画公園・緑地

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定により定められた都市計画公園・緑地があります。調査区域には、計 52 箇所の都市計画公園が指定されており、岡谷市に 3 箇所、諏訪市に 21 箇所、茅野市に 18 箇所、下諏訪町に 10 箇所が存在します。また、都市計画緑地として、諏訪市に 1 号柳並公園があります。

都市計画公園・緑地の指定状況は表 4.2.7.3 及び表 4.2.7.4 に、位置は図 4.2.7.3 に示すとおりです。

表 4.2.7.3 (1) 都市計画公園の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
岡谷市	1	湊湖畔公園	街区	2・2・1
	2	岡谷湖畔公園	総合	5・5・2
	3	鳥居平やまびこ公園	総合	5・5・1
諏訪市	4	蓼の海公園	総合	5・6・1
	5	角間新田公園	街区	2・2・12
	6	立石公園	近隣	3・3・3
	7	尾玉公園	街区	2・2・1
	8	諏訪市湖畔公園	総合	5・5・2
	9	高島公園	近隣	3・3・5
	10	上川公園	街区	2・2・10
	11	諏訪中央公園	地区	4・4・2
	12	六反公園	街区	2・2・9
	13	西山公園	近隣	3・3・4
	14	二反田公園	街区	2・2・6
	15	栗ノ城公園	街区	2・2・14
	16	押堀公園	街区	2・2・7
	17	新井下公園	街区	2・2・8
	18	豆田公園	街区	2・2・13
	19	中沖公園	街区	2・2・11
	20	米田公園	街区	2・2・3
	21	ヒヤ池公園	街区	2・2・2
	22	高田公園	街区	2・2・5
	23	中島公園	街区	2・2・4
	24	沖田公園	近隣	3・3・6



表 4.2.7.3(2) 都市計画公園の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
茅野市	25	中沖公園	街区	2・2・12
	26	前宮公園	近隣	3・3・1
	27	ばんばの池公園	街区	2・2・17
	28	浦田公園	街区	2・2・16
	29	新井公園	街区	2・2・15
	30	赤田公園	街区	2・2・8
	31	丁田公園	街区	2・2・7
	32	大学河原公園	街区	2・2・11
	33	下河原公園	街区	2・2・10
	34	中道通公園	街区	2・2・9
	35	横内南公園	街区	2・2・13
	36	横内中央公園	近隣	3・3・5
	37	横内北公園	街区	2・2・14
	38	やすらぎ公園	街区	2・2・6
	39	上原公園	街区	2・2・1
	40	葛井公園	街区	2・2・5
	41	下町公園	街区	2・2・4
	42	永明寺山公園	総合	5・6・1
下諏訪町	43	赤砂崎公園	総合	5・4・3
	44	下諏訪公園	総合	5・4・1
	45	赤砂公園	街区	2・2・4
	46	一ツ浜第2公園	街区	2・2・5
	47	四王公園	街区	2・2・3
	48	泉園	街区	2・2・1
	49	みずべ公園	街区	2・2・2
	50	向陽台公園	街区	2・2・6
	51	高浜公園	近隣	3・3・1
	52	いずみ湖公園	総合	5・5・2

出典：「岡谷都市計画図」（平成 28 年 9 月 岡谷市）

「諏訪都市計画図」（平成 29 年 2 月 諏訪市）

「茅野都市計画図」（平成 27 年 7 月 茅野市）

「下諏訪都市計画図」（令和 2 年 2 月 下諏訪町）

表 4.2.7.4 都市計画緑地の指定状況

市町名	番号	名称	種別	備考
諏訪市	1	1号柳並公園	緑地	1・2・1

出典：「諏訪都市計画図」（平成 29 年 2 月 諏訪市）



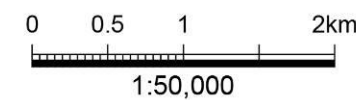
図 4.2.7.3 都市計画公園・緑地位置図

記号	名称
●	都市計画緑地
■	都市計画公園

出典：「岡谷都市計画図」(平成 28 年 9 月 岡谷市)  
 「諏訪都市計画図」(平成 29 年 2 月 諏訪市)  
 「茅野都市計画図」(平成 27 年 7 月 茅野市)  
 「下諏訪都市計画図」(令和 2 年 2 月 下諏訪町)



記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外





16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準及び類型の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準は表4.2.7.5及び表4.2.7.6に示すとおりであり、通常、人が生活している地域または場所に対して一律に適用されます。また、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域または場所については、適用されません。

表 4.2.7.5 大気の汚染に係る環境基準及び二酸化窒素等に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」

(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

表 4.2.7.6 有害大気汚染物質(ベンゼン等)による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

注2：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日環境省告示第100号)

(2) 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は表 4.2.7.7 に示すとおりであり、すべての公共用水域に適用されています。また、生活環境の保全に関する基準は公共用水域ごと（河川、湖沼、海域）に、水域の類型別に定められています。そのうち、河川に係る環境基準は表 4.2.7.8 に、湖沼に係る環境基準は表 4.2.7.10 に示すとおりです。

調査区域における水域の類型指定の状況は表 4.2.7.9 及び表 4.2.7.11 に、位置は図 4.2.7.4 に示すとおりです。

表 4.2.7.7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003mg/L 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01mg/L 以下		
六価クロム	0.05mg/L 以下		
砒素	0.01mg/L 以下		
総水銀	0.0005mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
P C B	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		
チウラム	0.006mg/L 以下		
シマジン	0.003mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下		
ふっ素	0.8mg/L 以下		
ほう素	1mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)



表 4.2.7.8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注4：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日環境省告示第46号）

表 4.2.7.9 水域の類型指定の状況（河川）

水域	該当類型	達成期間
天竜川（釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで）	B	ロ
宮川（全域）	A	ハ
上川（全域）	A	イ
砥川（全域）	A	イ
横河川（全域）	A	イ

注：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度 水質測定結果」（令和元年11月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.2.7.10(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/L 以上	—

注1：基準値は、日間平均値とする。

注2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注4：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注5：水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注6：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注7：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日環境省告示第46号）



表 4.2.7.10(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

注1: 基準値は年間平均値とする。

注2: 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注3: 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注4: 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

注5: 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

注6: 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用

注7: 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正: 平成31年3月20日環境省告示第46号)

表 4.2.7.11 水域の類型指定の状況（湖沼）

水域	該当類型	達成期間
諏訪湖(全域)	A(IV)	ハ

注: 達成期間

イ: 直ちに達成

ロ: 5年以内で可及的すみやかに達成

ハ: 5年を越える期間で可及的すみやかに達成

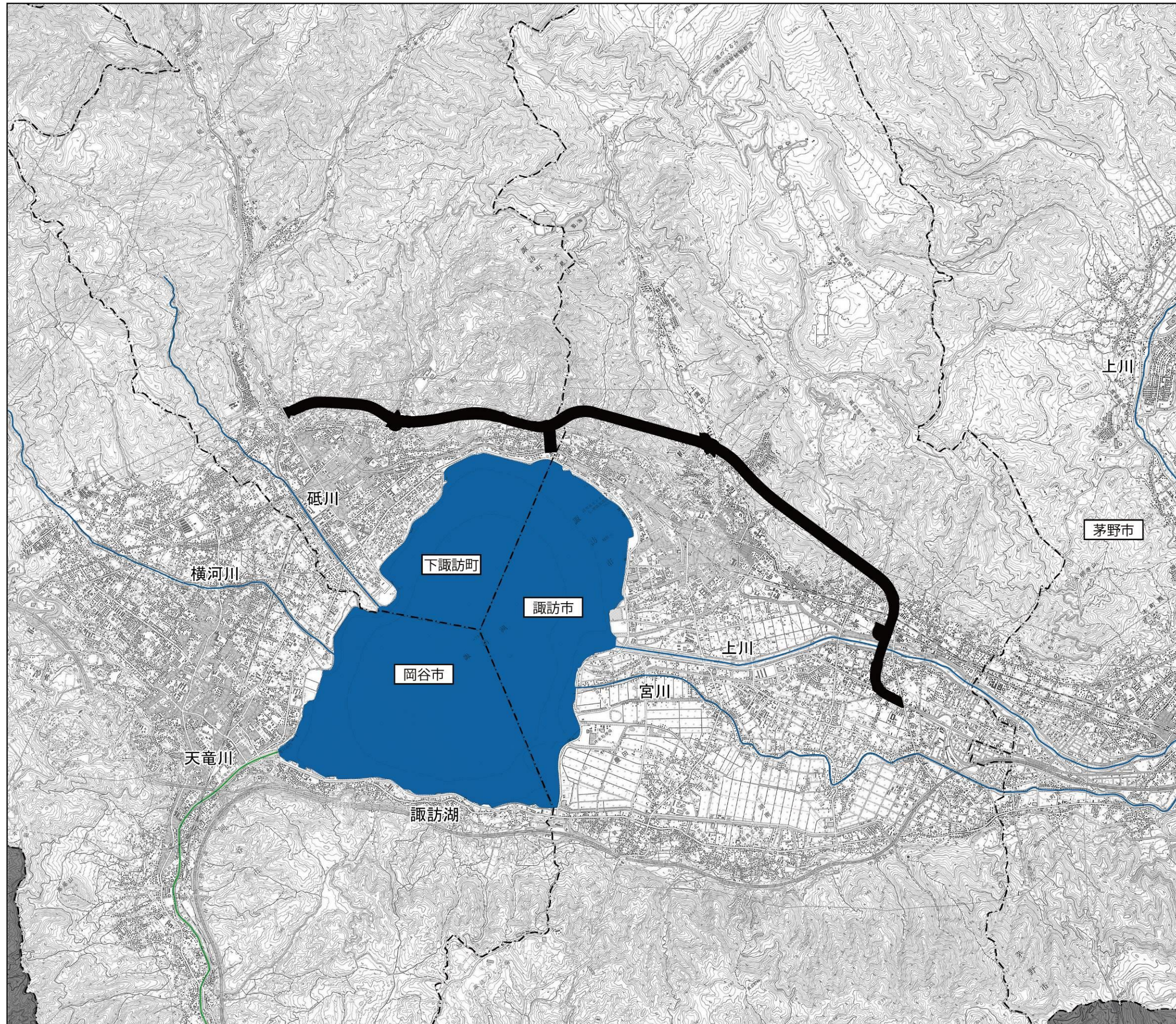
出典: 「平成30年度 水質測定結果」(令和元年11月 長野県環境部水大気環境課)






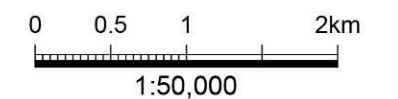
図 4.2.7.4  
水質汚濁に係る河川・湖沼の類型指定状況

記号	名称
	A(IV) 類型 (湖沼)
	A 類型 (河川)
	B 類型 (河川)

出典：「平成 30 年度 水質、大気及び化学物質測定結果」  
(令和元年 6 月 長野県環境部水大気環境課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外





(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.7.12 に示すとおりであり、すべての地下水に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4：1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

(4) 土壌汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、土壌汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められています。

土壌汚染に係る環境基準は表 4.2.7.13 に示すとおりであり、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、すべての土壌に対して一律に適用されます。

表 4.2.7.13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

注 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5：1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 48 号)



(5) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準が定められています。

騒音に係る環境基準は、表 4.2.7.14～表 4.2.7.16 に示すとおりです。

調査区域における地域のタイプの指定状況は表 4.2.7.17 に、位置は図 4.2.7.5 に示すとおりです。

表 4.2.7.14 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

表 4.2.7.15 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

表 4.2.7.16 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 3：幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

表 4.2.7.17 騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定状況

地域類型	指定地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字神長の一部、字新提、字斧磨沢の一部、字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部）、諏訪市（田園住居地域）、茅野市（宮川の一部、玉川の一部、金沢の一部、湖東の一部、中大塩の一部）
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（大字岡谷字西林の一部、大字湊字宮ノ上の一部、大字川岸字大久保の一部、字山之神、字孕久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部）、茅野市（第一種住居地域（玉川の一部を除く）、湖東の一部、中大塩の一部）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、岡谷市（大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部）、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」

（平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号）

「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号）

「騒音に係る環境基準の類型及び地域」

（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号、最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号）

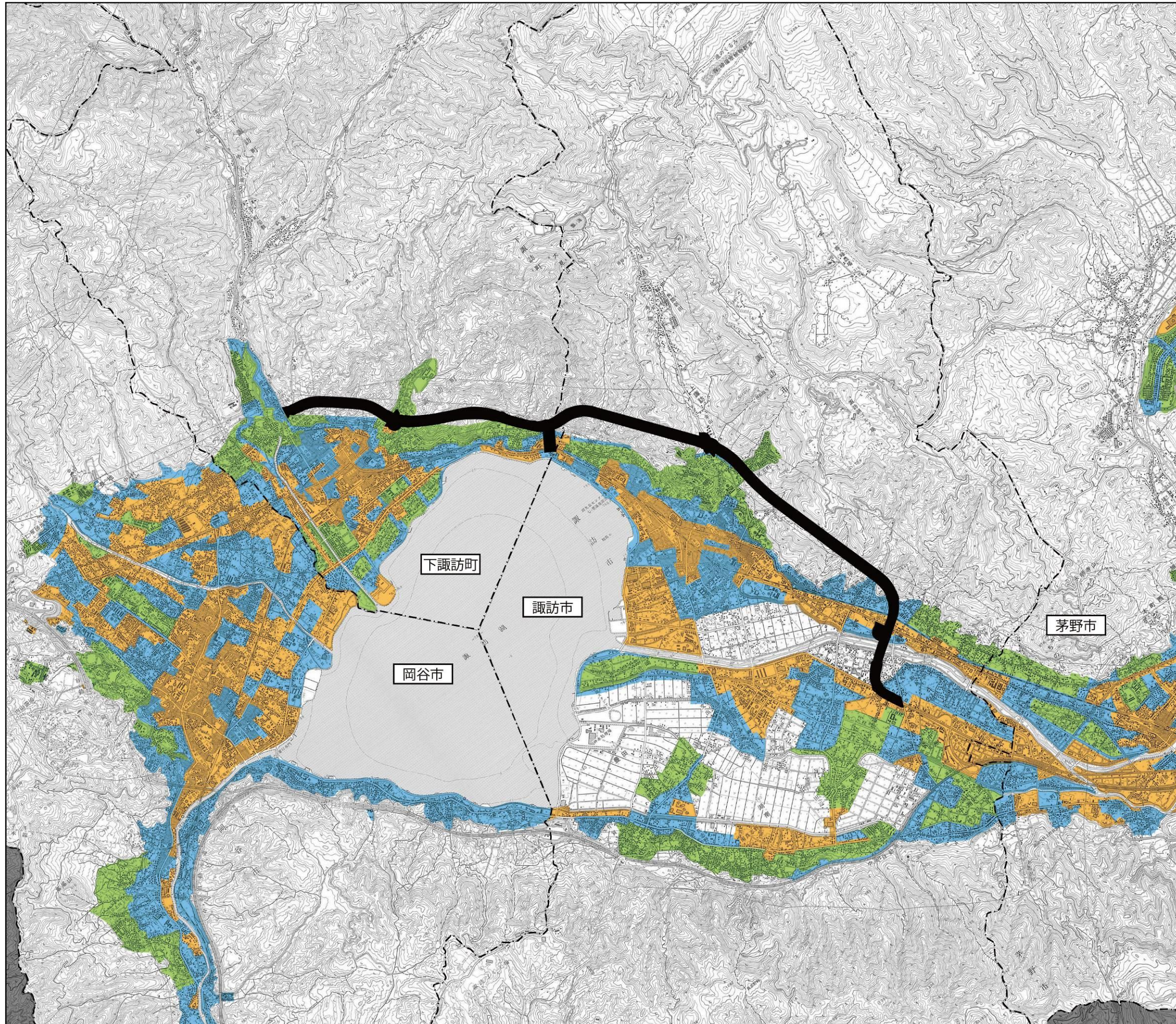
「騒音に係る環境基準の類型及び地域」（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号）


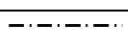



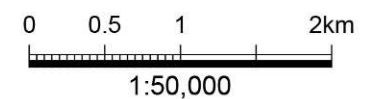
図 4.2.7.5  
騒音に係る環境基準の類型指定位置図

記号	名称
	A類型
	B類型
	C類型

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」  
 (平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号、  
 最終改正：平成 24 年 3 月 12 日長野県告示第 205 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 19 日岡谷市告示第 17 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 47 号、  
 最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号)  
 「騒音に係る環境基準の類型及び地域」  
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 115 号)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外





17) 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等）

長野県では、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号）第17条の規定に基づき、公害防止計画を策定し公害の防止に関する施策を実施してきており、その結果、策定対象となる市町数は減少しています。なお、調査区域では、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：平成30年6月13日法律第50号）第17条の規定に基づく公害防止計画は策定されていません。

18) 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：平成26年6月18日法律第72号）第3条第1項及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）で定める自動車騒音の限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

自動車騒音の限度及び時間の区分の状況は、表4.2.7.18及び表4.2.7.19に示すとおりです。調査区域における騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表4.2.7.20に、位置は図4.2.7.6に示すとおりです。

表 4.2.7.18 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	要請限度	
	昼 間	夜 間
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：a 区域…専ら住居の用に供される区域 b 区域…主として住居の用に供される区域 c 区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域		

注：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

表 4.2.7.19 幹線交通を担う道路に近接する区域の要請限度（特例値）

要請限度	
昼 間	夜 間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。また、近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）



表 4.2.7.20 騒音規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	指定地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、岡谷市（字内山の一部）、諏訪市(田園住居地域)
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」

(昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」(平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号)



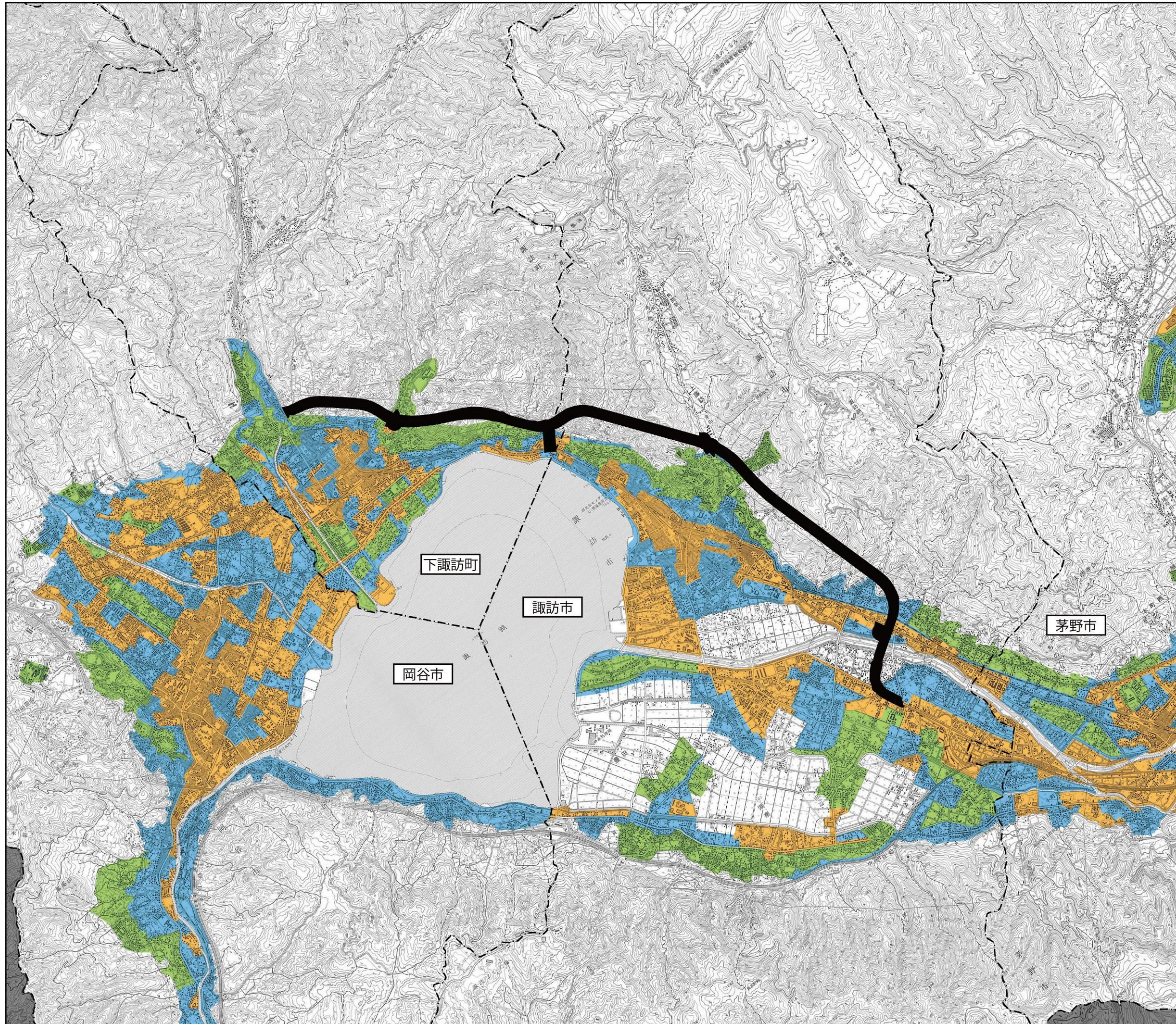
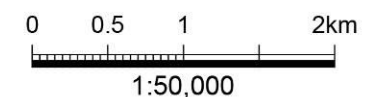


図 4.2.7.6  
自動車騒音の限度に係る区域図

記号	名称
■ (緑)	a 区域
■ (青)	b 区域
■ (黄)	c 区域

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」  
 (昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、  
 最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、  
 最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、  
 最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号)

記号	名称
— (太黒線)	都市計画対象道路事業実施区域
- - - (点線)	行政界
■ (グレー)	調査対象外





19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号）が適用される地域があります。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表 4.2.7.21 に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表 4.2.7.22 に、位置は図 4.2.7.7 に示すとおりです。

表 4.2.7.21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分の状況

区域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1 日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第 1 号区域	85dB を超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時まで	10 時間を超えない	連続 6 日間を超えない	日曜日 その他の休日
第 2 号区域		午後 10 時から翌日午前 6 時まで	14 時間を超えない		

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号)

表 4.2.7.22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第 1 号区域	第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域）、諏訪市（田園住居地域）
	第 2 種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第 2 号区域	第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））
	第 4 種区域：工業地域、工業専用地域

注 1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注 2：第 2 号区域のうち、「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項第 1 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内は第 1 号区域となる。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」

(昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 263 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 18 号）

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 45 号、最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

(平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 116 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 124 号)



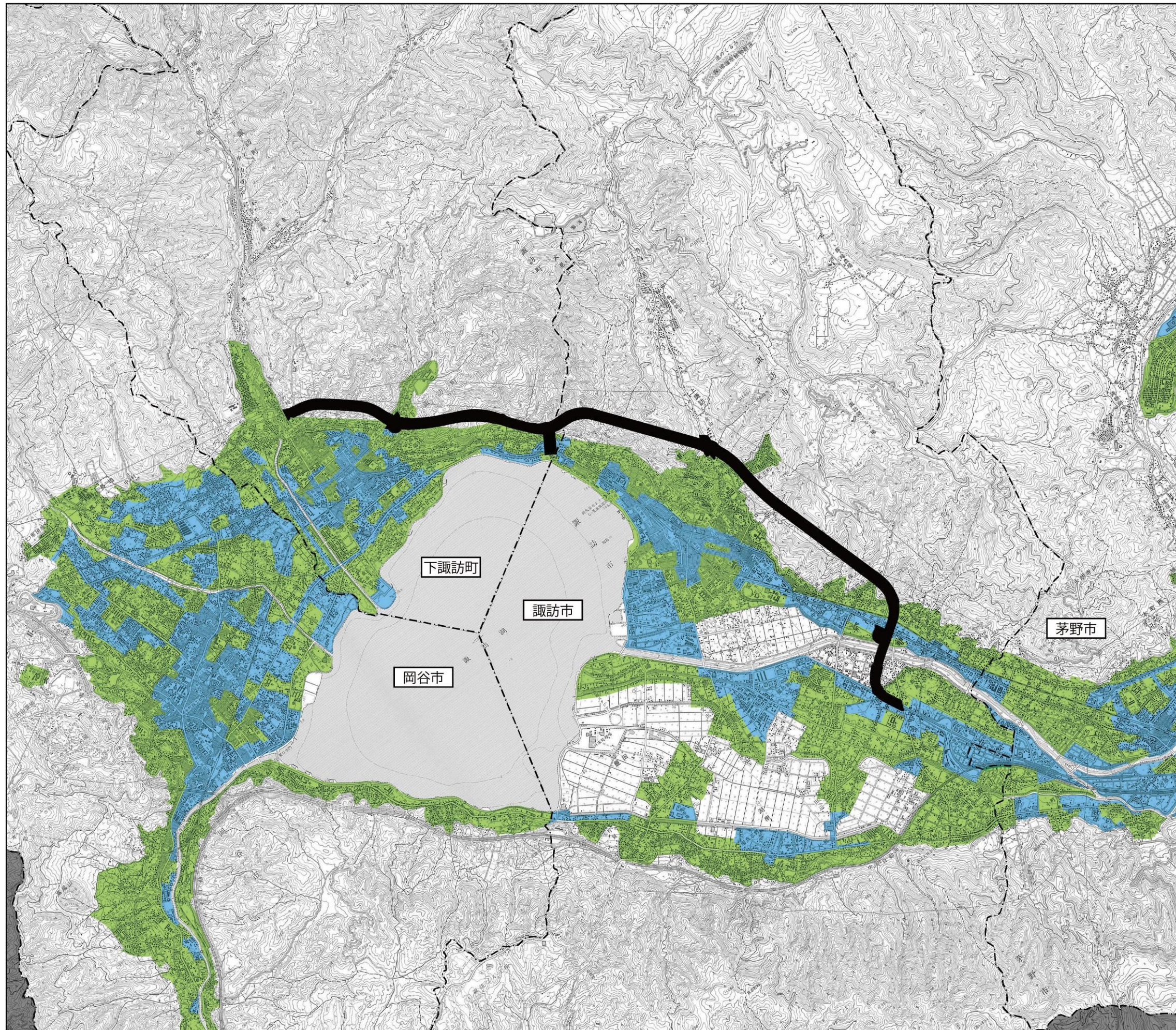


図 4.2.7.7  
特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制区域図

記号	名称
	第1号区域
	第2号区域

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」  
 (昭和50年2月27日長野県告示第97号、  
 最終改正：平成27年5月25日長野県告示第263号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日岡谷市告示第18号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日諏訪市告示第45号、  
 最終改正：平成30年5月8日諏訪市告示第68号)  
 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日茅野市告示第116号、  
 最終改正：平成27年5月27日茅野市告示第124号)

注：第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、「医療法」(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項第1項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外

